

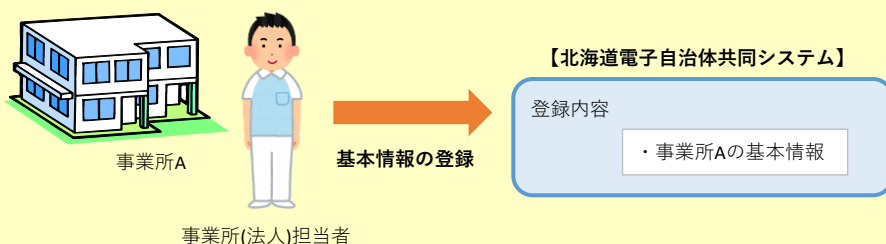
令和5年度(2023年度)介護ロボット導入支援事業費補助金の申請方法等について

※同一法人内で2事業所以上が申請を行う場合は、原則、法人でとりまとめて申請を行ってください。

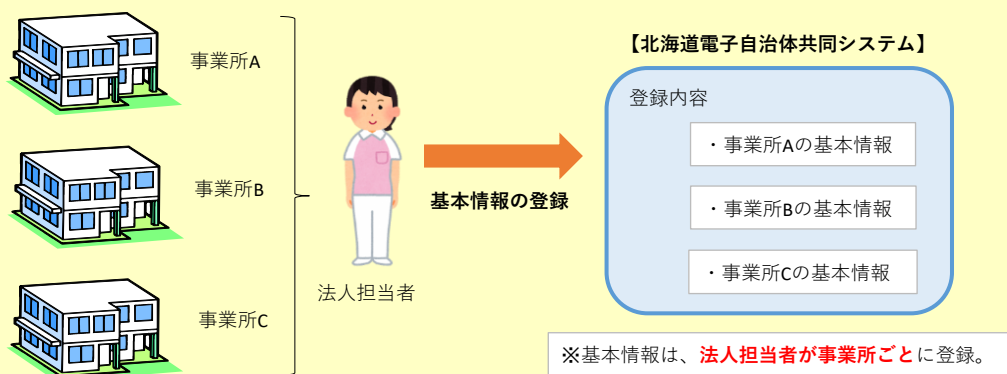
①基本情報の登録

※登録先（北海道電子自治体共同システム）URLについては、ホームページ上に掲載。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



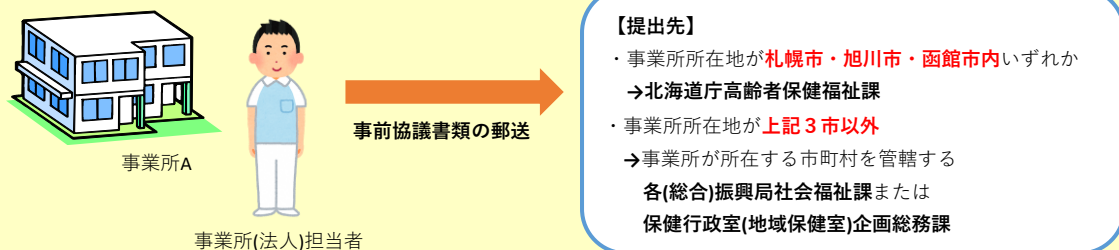
(2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合



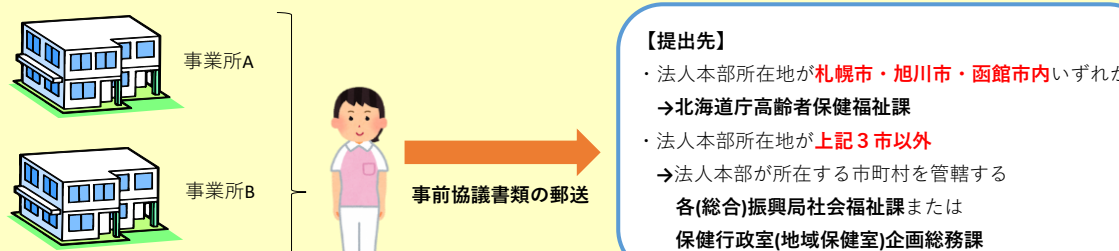
②事前協議書類の提出

※提出必要書類及び提出先等詳細については、北海道ホームページ上に掲載。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



(2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合

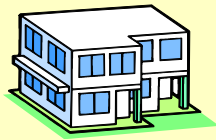


※導入計画書（別紙1または別紙2）は必ず事業所ごとに作成。
※製品カタログ等法人内で重複する書類は1部のみ添付。
※法人内でまとめて見積もりをとった場合は、各事業所の所要額が確認できる内訳書を見積書に添付して提出。

③ 交付申請書類の提出

※道からの内示後 ※提出必要書類及び提出先等詳細については、北海道ホームページ上に掲載。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



事業所A



事業所(法人)担当者



交付申請書類の郵送

【提出先】

- ・事業所所在地が札幌市・旭川市・函館市内いずれか
→北海道庁高齢者保健福祉課
- ・事業所所在地が上記3市以外
→事業所が所在する市町村を管轄する
各(総合)振興局社会福祉課または
保健行政室(地域保健室)企画総務課

(2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合



事業所A



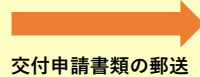
事業所B



事業所C



法人担当者



交付申請書類の郵送

【提出先】

- ・法人本部所在地が札幌市・旭川市・函館市内いずれか
→北海道庁高齢者保健福祉課
- ・法人本部所在地が上記3市以外
→事業所が所在する市町村を管轄する
各(総合)振興局社会福祉課または
保健行政室(地域保健室)企画総務課

※導入計画書(別紙1または別紙2)は必ず事業所ごとに作成。
※法人単位での申請のため、「保福第1号様式、保福第1-2号様式、保福第1-16号様式、保福第1-18号様式、保福第1-20号様式及び保福第1-32号様式」については、法人内でまとめて1部のみ提出。

※製品カタログ等法人内で重複する書類は1部のみ添付。

④ 事業実施

※道からの交付決定(指令日)以降



契約(発注)

※原則、交付決定前の契約(発注)は補助対象外。

納品

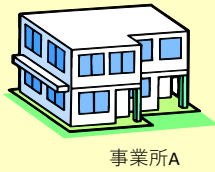
※「最終納品日」を事業完了日とする。
※事業完了日から30日以内、または
令和6年(2024年)4月10日のいずれか早い日までに、
実績報告書の提出が必要。

支払い

⑤実績報告書類の提出

※提出必要書類及び提出先等詳細については、北海道ホームページ上に掲載。

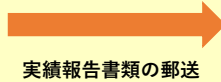
(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施する場合



事業所A



事業所(法人)担当者



実績報告書類の郵送

【提出先】

北海道庁高齢者保健福祉課
※事業所所在地に関係なく、
すべて北海道庁高齢者保健福祉課へ提出。

※事業完了日から**30日以内**、または
令和6年(2024年)4月10日の**いずれか早い日**までに、随時提出。

(2) 「同一法人内複数事業所」で実施する場合



事業所A



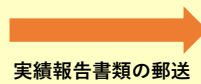
事業所B



事業所C



法人担当者



実績報告書類の郵送

【提出先】

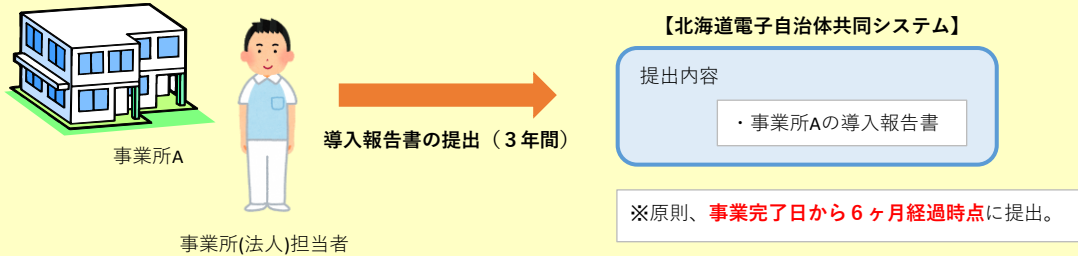
北海道庁高齢者保健福祉課
※法人本部所在地に関係なく、
すべて北海道庁高齢者保健福祉課へ提出。

※事業完了日から**30日以内**、または**令和6年(2024年)4月10日**の
いずれか早い日までに、法人単位で随時提出。
※「最終納品日」は、**法人内の全ての事業活用事業所で納品が完了した日**を指す。
※法人単位での実績報告のため、「保福第1-28号様式、保福第1-2号様式、保福第1-30号様式、保福第1-31号様式」については、
法人内でまとめて1部のみ提出。
※法人内でまとめて納品書、請求書、領収書等が発行された場合は、**各事業所の導入内容(台数)、金額、納品日等が確認できる内訳書を添付**して提出。

⑥導入報告書の提出

※介護ロボット等導入支援事業を活用した事業所は、**機器導入から3年間、毎年「導入報告書(別紙3)」の提出が必要**です。
(詳しくは、「介護ロボット等導入支援事業に係る報告書の提出について (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/roboreport.html>)」のページをご覧ください。)
※「導入後2年目報告」及び「導入後3年目報告」については、提出方法等を含め、随時、道から通知いたします。

(1) 「同一法人内1事業所のみ」で実施した場合



(2) 「同一法人内複数事業所」で実施した場合

